

フローリングについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件新旧対照条文

○フローリングについての製造業者等の認定の技術的基準（平成12年6月9日農林水産省告示第814号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成20年6月10日農林水産省告示第937号）	旧
<p>フローリングについての製造業者等の認定の技術的基準</p> <p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 格付のための施設</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる機械器具を備えていること。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合、カに掲げる機械器具にあつては浸せきはく離試験を行わない場合、キに掲げる機械器具にあつては曲げ強度試験を行わない場合を除く。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>ク 複合フローリングを製造する場合にあつては、アからキまでに規定するもののほか、次に掲げる機械器具。ただし、(ア)に掲げる機械器具にあつては曲げ試験を行わない場合、(イ)及び(ロ)に掲げる機械器具にあつては摩耗試験を行わない場合、(エ)に掲げる機械器具にあつては吸水厚さ膨張率試験を行わない場合を除く。</p> <p>(ア) 曲げ試験装置</p> <p>(イ) 摩耗試験機</p> <p>(ロ) 天びん（感量が<u>1mg</u>以下のものをいう。）</p> <p>(エ) ダイヤルゲージ又はマイクロメータ</p> <p>ケ、コ [略]</p> <p>二～五 [略]</p> <p>第二 [略]</p>	<p>フローリングについての製造業者等の認定の技術的基準</p> <p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 格付のための施設</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる機械器具を備えていること。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合、カに掲げる機械器具にあつては浸せきはく離試験を行わない場合、キに掲げる機械器具にあつては曲げ強度試験を行わない場合を除く。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>ク 複合フローリングを製造する場合にあつては、アからキまでに規定するもののほか、次に掲げる機械器具。ただし、(ア)に掲げる機械器具にあつては曲げ試験を行わない場合、(イ)及び(ロ)に掲げる機械器具にあつては摩耗試験を行わない場合、(エ)に掲げる機械器具にあつては吸水厚さ膨張率試験を行わない場合を除く。</p> <p>(ア) 曲げ試験装置</p> <p>(イ) 摩耗試験機</p> <p>(ロ) 天びん（感量が<u>0.1mg</u>以下のものをいう。）</p> <p>(エ) ダイヤルゲージ又はマイクロメータ</p> <p>ケ、コ [略]</p> <p>二～五 [略]</p> <p>第二 [略]</p>